

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アルコニクス株式会社			コード	3036
提出日	2024/6/18	異動（予定）日	2024/6/19		
独立役員届出書の提出理由	2024年6月19日開催の定時株主総会において、新たに就任する社外取締役を独立役員として指定するため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし		
1	久田 眞佐男	社外取締役	○														○		有	
2	菊間 千乃	社外取締役	○															○		有
3	今津 幸子	社外取締役	○															○		有
4	松尾 英喜	社外取締役	○															○	新任	有
5	荻 茂生	社外監査役	○															○		有
6	武田 涼子	社外監査役	○															○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません	久田 眞佐男氏は大手電機メーカーにおいて要職を歴任し、企業経営の専門家として豊富な経験と見識を有し、当社取締役会の監督機能強化に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、2019年6月より当社の社外取締役として就任いたしました。また就任以前において当社との取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として適格であると判断しております。
2	該当事項はありません	菊間 千乃氏は弁護士としての高度な専門的知識及び経営に関する高い見識を持ち、企業法務にも精通している他、マスメディア関連での経験を有する事等、その幅広い経歴を通じて培った豊富な経験を、当社の社外取締役として十分に発揮していただくことが期待できること、また、2020年6月の就任以前は、当社との取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として適格であると判断しております。
3	該当事項はありません	今津 幸子氏は弁護士として企業法務における高度な専門的知識を有し、特に人事・労務関係における豊富な経験と知見を、当社の社外取締役として十分に発揮していただくことが期待できること、また、2022年6月の就任以前において当社との取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として適格であると判断しております。
4	該当事項はありません	松尾 英喜氏は、国内上場会社において長年経営に携わり、特に製造・技術分野において、製造現場での安全管理の仕組み・基盤の構築に豊富な知見を有しており、当社グループ、とりわけ製造セグメントに対する当社取締役会の監督強化に十分な役割を果たして頂く事が期待出来ること、また、2024年6月の就任以前において当社との取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として適格であると判断しております。
5	該当事項はありません	荻 茂生氏は、国際経験の豊富な公認会計士として高度な専門的知識及び経営に対する高い見識を有し、当社の取締役会の監督機能強化という役割を十分に果たしていただけるものと考えており、また、2020年6月の就任以前は、当社との取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として適格であると判断しております。
6	該当事項はありません	武田 涼子氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門的知識及び経営に関する高い見識を有し企業法務にも精通しており、当社の取締役会の監督機能強化という役割を十分に果たしていただけるものと考えており、また、2020年6月の就任以前は、当社との取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として適格であると判断しております。

4. 補足説明

独立役員2名退任、1名追加

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。